

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(3) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、地方交付税措置の個別算定経費である地方創生推進費や令和7年度までとされている地域デジタル社会推進費等について、所要額を引き続き措置するほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

- 本県では、全国に先駆けて市町村合併を進め、合併後のまちづくりに取り組んできたが、県内には、条件不利地域を有する市町が多く、厳しい財政運営を強いられている。これらの地域において、総合戦略に基づく地域の特色や地域資源を生かした各種施策を着実に実施していくため、必要となる中長期的な財政措置を、引き続き、確実に講じること。
特に、地方交付税算定における条件不利地域への割増や、ソフト分を含めた過疎対策事業債の必要額を確実に措置すること。

3 大規模災害に備えた消防施設等の整備推進に関する支援

- 能登半島地震など、近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、大規模災害に備えた消防・救急に係る施設・設備を計画的に維持・強化するため、緊急防災・減災事業債について、令和7年度までとされている現行期限を延長すること。

【提案先省庁：総務省、消防庁】

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

現状／施策の背景・経緯

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

令和2年の国勢調査において、県内人口は平成27年度と比べ1.5%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が15団体、うち4市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組や地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に向けた取組について重点的に行っているところである。

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%（全国2位）であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進してきた。

令和6年度までで、一部地域を除き、合併建設計画期間(20年)が終了するが、引き続き、県内には条件不利地域を有する市町が多く、総合戦略に基づくまちづくりを着実に推進する必要がある。



5 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (3)市町の財政基盤の強化

課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化が進展する中、デジタル田園都市国家構想総合戦略への対応や中山間地域の活性化、公共施設等総合管理計画の着実な実施など、山積する課題に取り組んでいる。
- 中長期的な財政措置としては、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長など配慮をいただいているが、自主的・主体的な地方創生への取組やデジタル実装に係る経費の増加は避けられず、引き続き、安定的な財政措置が必要となっている。
- とりわけ、条件不利地域を有する市町は税源が乏しく、厳しい財政運営が続いている。

地方債計画 (億円)

項目	令和6年度	令和5年度
過疎対策事業	5,700	5,400
公共施設等適正管理事業	4,320	4,320

3 大規模災害に備えた消防施設等の整備推進に関する支援

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化
(3)市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

3 大規模災害に備えた消防施設等の整備推進に関する支援

【自然災害の激甚化・頻発化への対応】

- 平成30年7月豪雨や能登半島地震など、近年、自然災害が全国各地で激甚化・頻発化している。
- 本県では、平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨などの大規模災害の経験を踏まえ、県内の各消防本部において、
 - ・ 高度救助隊の設置や、
 - ・ 救助工作車、風水害対策用車両の導入、
 - ・ 水難救助・土砂災害対応資機材の導入など
 災害対応力の強化に取り組んでいる。

【消防の災害対応力の維持・強化】

- これまで、県内各市町では、合併特例債や緊急防災・減災事業債などの財源を活用して、大規模災害に対応するための施設や車両、資機材などの整備・更新を進めてきたところである。
- 一方で、激甚化・頻発化する自然災害に今後も対応していくためには、定期的な更新に加え、消防・救急に係る施設・設備の一層の強化を図る必要があり、財政上の負担となっている。

●消防施設の更新のタイミング

施設名称	施設数・台数	更新のタイミング
消防署等	122所	35～60年経過で建替え
通信指令システム	10所	約10年経過で更新
基地局、固定局	121所	約14年経過で更新
常備消防車両（消防車）	251台	約19年経過で更新
常備消防車両（救急車）	177台	約11年経過で更新
消防団車両	1,537台	約22年経過で更新
消防団格納庫	1,563所	20～60年経過で建替え

課題

- 緊急防災・減災事業債は令和7年度まで延長されているところであるが、今後も引き続き県民の安心・安全を確保するためには、計画的に消防・救急に係る施設・設備の維持・強化を行う必要があり、令和8年度以降も整備費は高額となる見込みである。

令和8年度～10年度までの施設整備計画(県内消防)

名称	数量	総事業費(見込額)
消防庁舎整備	7所	4,568百万円
消防通信指令設備等整備	2所	875百万円
常備消防車両整備	29台	1,413百万円
消防水利整備(耐震性貯水槽等)	27所	585百万円
消防団車両整備	103台	919百万円
消防団格納庫整備	16所	672百万円
合計		9,032百万円

- また、能登半島地震など、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、高度な車両・資機材等の整備を図る必要があり、緊急防災・減災事業債の現行期限の延長を求めるものである。
- 緊急防災・減災事業債が廃止された場合、市町の財政負担が増加することによって、大規模災害に対応するための消防・救急に係る施設・設備の維持・強化が困難となる恐れがあることから、県内全消防本部から、緊急防災・減災事業債の現行期限の延長を求める声が寄せられている。

